

市と大学との協定等の締結状況調査表

様式3

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先												
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名
1	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定	1 環境保全に関すること 2 福祉の向上、子育て支援に関すること 3 教育、文化・芸術の振興に関すること 4 スポーツの振興に関すること 5 地域のまちづくりの推進に関すること 6 地域の経済の活性化に関すること 7 防災対策の充実に関すること 8 人材の育成に関すること 9 国際交流・コミュニティの推進に関すること 10 その他両者が協議して必要と認める連携に関すること	平成20年3月10日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)	○												
2	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と大学コンソーシアムさいたまとの連携に関する包括協定	地域社会の発展に寄与することを目的に、相互の人材、施設、情報等の活用について連携	平成23年10月26日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と聖学院大学との連携に関する包括協定	1 健康・福祉に関する事項 2 地域の活性化に関する事項 3 人材の育成に関する事項 4 学術研究や教育に関する事項 5 災害対策に関する事項 6 その他両者が協議して必要と認める事項	平成25年3月29日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)													
4	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と目白大学との連携に関する包括協定	1 医療・健康に関すること 2 福祉・子育て支援に関すること 3 地域の活性化・情報発信に関すること 4 教育・文化・芸術の振興に関すること 5 スポーツの振興に関すること 6 人材育成に関すること 7 その他両者が協議して連携協力が必要と認められること	平成28年10月28日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)													○

市と大学との協定等の締結状況調査表

様式3

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先															
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名			
8	総務局	防災課	災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	学校法人芝浦工業大学の管理する敷地及び施設を、災害発生時に市民が緊急に避難するための指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する二次避難所として利用することについて、必要な事項を定める。	令和3年1月25日	協定の有効期間について、以下の趣旨の記載あり。 この協定の有効期間は、施行日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。																
9	市民局・市民生活部	人権政策・男女共同参画課	さいたま市男女共同参画課と国立大学法人埼玉大学男女共同参画室との連携に関する覚書	男女共同参画の推進に関する講座やその他事業の実施にあたり、相互に協力及び連携する。	平成24年1月10日		○															
10	環境局	環境対策課	さいたま市内の河川におけるマイクロプラスチック調査研究に関する共同研究契約	市内河川におけるマイクロプラスチックの実態を把握するための調査研究を、埼玉大学及び市内分析事業者4社と共同で実施する。	令和元年10月21日	令和3年9月30日	○															
11	経済局	産業展開推進課	さいたま市と芝浦工業大学とのイノベーションに関する連携協定書	1 イノベーションの創出に向けた産学官の共同研究 2 イノベーションの創出に向けた社会実装のための産学官の協働 3 イノベーションの担い手となる人材の育成、活用 4 その他イノベーションの創出に必要な事項	平成27年4月6日	締結日より3年間（以降3年ずつ更新）																

市と大学との協定等の締結状況調査表

様式3

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先												
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名
12	都市局	都市計画課	さいたま市（都市局及び建設局）と国立大学法人埼玉大学（大学院理工学研究科及び研究機構レジリエント社会研究センター）との人材育成及び地域課題解決等を目指した連携に関する覚書 ※「さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定書（平成20年3月10日締結）」に基づく	防災・減災分野や建設工学系の研究分野の発展及び市のまちづくり行政の一層の充実に向けた、人材育成及び地域課題解決の取組を推進するため、市及び大学は、連携して以下に掲げる事業等を実施する。 （１）市の技術的な課題に対して大学がアドバイスを行う事業 （２）市及び大学が協働し、地域のまちづくりを進める事業 （３）市の職員が大学の学生等に対して講義を行う事業 （４）大学の学生が社会経験を得る機会を市が提供する事業 （５）連携のための窓口を市及び大学がそれぞれ設置し、意見交換を行うこと （６）その他、市及び大学が協議の上必要と認める事業	平成28年8月30日 （平成31年3月29日更新）	令和6年3月31日	○												
13	岩槻区役所	コミュニティ課	岩槻区・目白大学地域連携推進会議会則	岩槻区役所と目白大学さいたま岩槻キャンパスは、さいたま市と目白大学との包括連携に関する協定書（平成28年10月28日締結）に基づく連携事項を円滑に推進するため、岩槻区・目白大学地域連携推進会議を設置。	平成30年5月1日											○			
14	岩槻区役所	コミュニティ課	岩槻区・人間総合科学大学地域連携推進会議会則	岩槻区役所と人間総合科学大学は、さいたま市と人間総合科学大学との包括連携に関する協定書（令和元年7月25日締結）に基づく連携事項を円滑に推進するため、岩槻区・人間総合科学大学地域連携推進会議を設置。	令和元年11月1日								○						
15	水道局	水道総務課	災害時における施設の提供協力に関する協定	さいたま市において、大規模な災害の発生により水道施設が被害を受けた場合、他都市町村、防災関係機関からの宿泊場所、派遣車両の待機場所として施設を提供する。	平成20年1月15日	協定解消の申し出がない限り、同一内容にて継続する。	○												

市と大学との協定等の締結状況調査表

様式3

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先													
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名	
24	教育委員会事務局	高校教育課	東京学芸大学とさいたま市教育委員会との連携協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> 東京学芸大学は、国際バカロレア（IB）教員養成特別プログラムを受講する大学院生をさいたま市立大宮国際中等教育学校へ研修派遣する。 東京学芸大学は、さいたま市立大宮国際中等教育学校の教職員のIB教育に関する研修等に協力をする。 さいたま市立大宮国際中等教育学校のIB教員として、研修生が採用される制度を相互の連携により検討する。 	令和2年3月10日														○	東京学芸大学
25	教育委員会事務局	生涯学習振興課	浦和大学こども学部学校教育学科「浦和大学教育インターンシップに関する覚書」	子どもたちの諸活動に参加し、子どもたちとふれあいながら、その行動を観察することを通して、先生（指導者）や子どもたちとの円滑なコミュニケーションが図れる体験を行い、小学校教師をめざす意思形成を図る。	令和2年8月31日	締結日より当該年度末日														